

第十九回国 参議院水産委員会會議録第七号

昭和二十九年二月十五日(月曜日)午後二時八分開会

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君  
理事 秋山俊一郎君  
委員 千田 正君

委員

青山 正一郎君  
菊田 七平君

政府委員

農林政務次官 平野 三郎君  
水産庁長官 清井 正君  
水産庁次長 岡井 正男君

事務局側

常任委員 岡 尊信君  
會專門員 林 達磨君  
會專門員 林 達磨君

説明員

調達庁不動 大石 幸章君  
調達庁不動 佐藤 長治君  
補償第二課長 佐藤 長治君  
外務省参事官 関 守三郎君  
審議室付 立川 宗保君

水産庁漁政部長

立川 宗保君

本日の會議に付した事件  
○特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案(内閣送付)  
○水産政策に関する調査の件(漁場における駐留軍の演習場に関する件)

第十部 水産委員会會議録第七号

昭和二十九年二月十五日【参議院】

○委員長(森崎隆君) それでは只今から委員會を開会いたします。

先ず第一に、特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案、まだ予備審査でございますが、これを議題といたしたいと思ひます。只今から平野政務次官から提案理由の御説明を頂きたいと思ひます。

○政府委員(平野三郎君) 只今議題となりました特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案につきまして、その提案理由並びに要旨を御説明いたします。

一昨年一月十八日、韓国の李承晩大統領がいわゆる李承晩宣言を以つて韓国周辺の広汎な海域に亘つて韓国の主権を行使する旨を宣言したのであります。かかる宣言は、我が国の到底容認できるものではなく、又國際法規に照らして何ら根拠のないものであります。直ちにこれに對する我が国の見解を明らかにいたしましたのであります。

爾來、日韓兩國において数次に亘つて試みましたが、おきましても、詳細に我が立場を説明し、日韓双方の協力によつて漁業問題を解決すべく努力を重ねたのであります。不幸にして會議が決裂し、未だ再開の運びに至らないことは誠に遺憾であります。

然るところ、昨年九月八日、韓国政府がいわゆる李ライン内に出漁した我が國漁船に對し非常措置を取ることを聲明して以來、同方面に出漁せる漁船のうち多数のものが韓國官憲によつて捕

獲、拿捕、抑留され、いわゆる李ライン問題として我が國漁業にとつて重大なる脅威となり、被害漁業者は言うまでもなく全國民の憂慮と関心を集めてゐることは、御承知の通りであります。

この事件による我が國漁船の被害の概要は、平和条約発効後から昨年十二月三十一日現在までに捕獲、拿捕抑留されたもの五十隻に上り、このうちには政府の監視船一隻も含まれております。これらの漁船はいずれも正当に操業又は航行中拿捕され韓國に連行、抑留されたものであります。乗組員の大半は幸いにして帰國することができたのであります。なお若干名の抑留者を残しておるのであります。これについては、その速やかな釈放と抑留所内の待遇の改善方を申入れている次第であります。一方、拿捕せられた漁船は一隻も返還を見ておらぬ状態でありま

す。而して、今後のこの問題の解決の方途としては日韓兩國が合理的基礎に立つて漁業協定の締結に努力することが根本であると考えております。未だ日韓會議の再開せられない現状においては、先ず国内的に捕獲せられた漁船の代船の建造を容易にし、關係漁業者の生業を再開せしめる措置をとることが緊急でありますので、ここにこの法案を提出いたしました次第であります。

この法案は、平和条約発効後から昨年未までの間に韓國によつて捕獲された漁船につき、その所有者たる漁業者が当該漁船の代船を建造若しくは取得するため、或いは捕獲漁船以外の他の所有漁船を他の漁場又は漁業に転換する目的で改造するために必要な資金並びにこれに伴ひ一定の漁具を取得するのに必要な資金につき、農林漁業金融公庫からの融資を促進することを目的として、当該資金の使途、貸付利率等について公庫法の特例を設け、優遇措置を講ずるものであります。

以上、本法案の提案理由並びに要旨を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(森崎隆君) 只今御説明がございましたが、これに對しまして御質問のあるかたは順次御発言をお願いいたします。

○千田正君 只今平野政務次官からこの問題に對する理由の御説明がございましたが、これは當委員會といたしましては、委員會としてもさういふ措置をとられることを望んでおつたのであります。誠に結構だと思ひますが、ただ政府の意向を聞きたいのは、今御説明がありましたように、昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年の十二月三十一日までと、さういふふうに期限が限定してありますので、私どもとしましては、私自身の意見としましては、むしろその後においても日韓會議といふものが確定しない限りさうした不幸な事態が起ることを予想され、現実におい

ても昨日の新聞などに発表しておる通り、銃撃され、拿捕されておるものがあると思ふならばならぬのであります。さういふものに対しては日限をきめてあります。日限以後に起きた問題に對してはどういふふうにお取扱いなさる御意向でありますか、その辺を承わつておきたいと思ひます。各法文に對する逐条の質疑は又別な機會に改めて申上げますけれども、その点だけお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(平野三郎君) この法案は、只今御説明申し上げましたように、この法案で示しました期間内に拿捕された漁船の名前からすべてがわかつておるわけでございまして、従つて、これに要する資金の枠とか、さういふものも予算的措置も講じてあるわけであります。さういふ意味で限定をいたしましたのであります。今後まあさういふ事態の発生しないように極力政府としては努力をする考えであります。若し万一不幸にしてさういふ事件が今後発生するといふことがありますが、それはそれはそれとしまして、特段の考慮を別途払つて参りたい、かように考えておるわけであります。

○千田正君 それは法律の改訂でなくして、別にこれに準ずるような方法を何らかの方法で講ずるといふ御意向なのでございませうか。

○政府委員(平野三郎君) それは今後はいさういふことは起らないだらうといふ前提に立つております。従つて若し今後さういふ事態を又招来いた

○千田正君 平野政務次官はまだ御承知ないようでありますから、水産庁長官に伺いますが、昨日までに二回に亘つて韓国の軍艦か或いは監視船から銃撃、発砲を受けて、而も行方不明になつた船もあつたようでありますが、そういう報告を受けておられますかどうかどうであります。ただ中共方面に或いは拿捕されたのじやないかというのが多少あるようでございますが、韓国関係といしましては、拿捕されたものは昨年の十一月初旬に二隻というのを最後といしまして、今日までまだないという状況であります。

か、水産庁長官にお伺いいたします。

○政府委員(清井正君) 只今のお尋ねでございますが、先ほど政務次官からも御説明申上げたのでありますが、昨年末までの数字は五十隻でございます。これは御承知の通りであります。

○千田正君 今の水産庁長官のお話は、どういふお調べでそういうことをお話になつたのか知らんが、昨日のあれば三隻銃撃を受けて二隻行方不明、曳航されたものとみなす。こういうことを海上保安庁で打電しているということ

それは昨年の九月に非常に多く捕まりまして、十一月の初旬に二隻捕まつたのが最後で、ずつとその後拿捕されたものなしという状況であります。従つては、すでに新聞或いはラジオで放送している。それに対して水産庁長官はどういうふうに考えているか。多分拿捕され曳航されたものと認む……。

て私どももいたしましたは、昨年末を限つてその措置を講じたのであります。ただその後最近に至りまして、いわゆる韓国の水産庁の監視船と日本の海上保安庁の巡視船とが海上で遭遇したときに、近く旧正月もあるようで、日本の漁船も多く出漁して来るらしいが、そういうことであれば又適當な措

○政府委員(清井正君) 私どももいたしましたは、新聞紙上のニュース等につきましては十分承知をいたしておりますが、なお確認をいたさなければならぬ点があるのでございまして、その点は速かに確認いたしましたて、かかる事態がありましたならば、改めてこれを御報告申し上げたいと思ひます。

置をとるといふ意味の発言もあつたといふことが新聞に出ておりました。私どもも確認いたしているものであります。漁船といたしましても、当該方面につきましては、まあそれ／＼正常なる操業をいたしているとは私は考えておりますが、その後二、三同方面の海域で艦艇から銃撃を受けているといふことのニュースを聞き、或いは事実等を聞いているのであります。只今まで私どもも聞いている範囲では、韓国側に

○千田正君　それで、その法の目的は十分先ほどから政務次官の御説明でよくわかつて納得いたしておるのであります。が、今のうちに今後起らないといふことはこれは予定できません。でき得れば我々は少くともこの会計年度、昭和二十九年の三月三十一日までの期限を限つて考えられたほうが、将来の法律の改訂というような煩瑣な問題を排除する意味から言つてもいいのじやないかという意見を我々は持つておりま

す。いづれこの問題に対しては逐条審議の際に我々としての意見も十分申し上げたいと思つております。

それから利子補給その他の問題に対しては、このたびは平衡交付金等の項目は予算の中に認めておられないのでありますが、こういう問題に対してはどういうふうな考えを政府としては持つておられますか、その点を伺いたいと思います。

○政府委員（平野三郎君） これは法案の中に示してありますように五分五厘という利子になっておるわけでございますが、昨年来の各種の災害に対しましては、国会において三分五厘という特別の立法もあるわけであります。

が、政府としてはやはりこれは災害以上、特別に優遇措置を講ずべきものであるという考えをお持ちまするから、当然三分五厘であるべきである、

かように存じております。従つて第六  
条にこの五分五厘に對して県が利子補  
給ができると、こういう規定があるわけ  
で、従つて県が二分の利子補給をいた  
しました場合においては、その半額に  
相當する分は国が平衡交付金で見ると、  
こういう措置をとるようになつておる  
わけでありまして、その場合には必ず

その措置をとるといふことを言明いたしてもよろしいわけでございますが、従つてそれに対して事実上三分五厘で行く、こういう方針でございます。

○千田正君 重ねて伺ひいたしますが、そうしますという、二十八年度予算の中の平衡交付金の中にそれを算定の基礎とされるわけでありますか。

○政府委員(平野三郎君) 大体そういうこともあります。ただこれは予算

措置にもあります通り、金額としては仮に半額を見るといたしまして二百五十万程度のことでございます

るから、十分に現在の予算措置の範囲内において操作し得ると、かように考へております。

○千田正君 昭和二十九年度におけるところの予算説明におきます大蔵当局の説明によりますという、この平衡交付金という項目はない。そして例

えは今の二十九年度の予算の編成から見ますと、地方財政平衡交付金がない代りに地方交付税交付金というのが出て来ておるのであります。而もその金額は昨年より遙かに少い。こういう面から見て果してこの予算でできるかと

うかという点、そういうことは確か  
 とこの本文の中に謳つてこれを実施さ  
 せるという御意向でございませうか。

○政府委員(平野三郎君) これは特別

平衡交付金の形で見て行こう、こういうふうな政府として考えておられますが、二百五十万程度でありますし、又こういう立法が国会において成立するということになりまするならば、政府としては予備金その他のものからでも支出し得るわけでありますして、必ず実行できると考えております。

○青山正一君 細部の問題につきましましては、この次の委員会にいろいろお聞きたいと思いますが、ただ一、二点例えは今度の韓国との問題の起きる前に相当数逮捕されておる。こういうものについては殆んど何らの特典もなく、或る意味合いでは泣き寝入りの状態である。そういうものについて一休どういうふうな措置を今後政府が講ずるか、少くともこの法律が全然関係

して、いらないようにも見受けられるところ  
が第一点です。

それから第二点といたしまして、これ

は主として韓国の問題からできた法律だろうと思いますが、例えば中共とかソヴィエト、こういう方面に拿捕された問題につきましては、恐らく或る意図を識る味から考えれば、これはまだ交戦中であるとか、それから予算的措置を講ずることができなかったからこういうもの

のは除外したというようないろ／＼な理由でもあらうと思いますが、そういうたものごとと区別してしまつて、非常に片手落のような感じがでけるわけなんですが、その両方の点について一水産庁長官からご聞きしたいと思

○政府委員（清井正君） 只今の御質問の第一点でありますが、この点は御承知の通り只今まで韓国に拿捕されま

て未帰還になつております船が五十八隻ございまして、そのうち講和発効前のものが八隻で、講和発効後は五十隻であります。この五十隻の分について今回の処置をいたしたのであります、今回の発効前のものについて八隻については今回措置をとつていない次第でございます。なぜそこに差を付けたか

ということになります。御承知の通り、これは成るほど韓国側に拿捕されたという事態としては気の毒であります。が、講和発効前の拿捕といつてもかなり以前のものが入つておりまして、多少船によつて事情の違ひのあるようでもあります。又講和発効前のいわゆる公海漁業の状態が御承知の通り大分違つております。当時はいわゆるマツカ・サー・ラインといつてなか／＼出漁に不自由な点もあつたようであり

るようでありましたが、その点は拿捕される漁船についてのいわゆる被害、或いはその漁業者に及ぼす影響、或いは一般漁民に及ぼす影響等、誠に見逃すべからざるものがあることは私どももよく考えるのでございますが、御承知の通り韓国の今回のいわゆる李承晩ライン並びにそれに基くところの強制措置が去年の九月の八日頃に突如として起りました。今まで安全だと思つていた所で突如として捕つたという、こういうよ

○青山正一君 私どもの常識的な考え  
 といたしまして、今後は韓国の問題より  
 も中共に拿捕される率が非常に多いの  
 じやないかとこういふふうに考えるわ  
 けであります。そうした場合において、  
 一方の韓国に拿捕されたもののみが非  
 常な恩典に浴してゐる、中共の方面か  
 ら拿捕された面では知らん顔の半兵衛  
 というような、どうも政府の施策には  
 私どもはちよつと肯かれんようなふう  
 にも考えるわけです。結局同じ海域に

これは問題は別でありますが、こういった法律の金の問題ですね、恐らく農林漁業金融公庫の漁船建造の融資枠の中にこれは入るのだろうと思うのでありますがこの総額はこの前お聞きしたときには大体十五億である。その総額の十五億のうちの十億はこれは転換漁業のために大体考えられるのだ、あと五億は今言つた拿捕された特例のものに与えるものだというようなことも、これは新聞紙上にも書いてありますし、又こういうた御意見も聞いたようにも考えられるのであります。これも最近大蔵省では半額にするんだというような話も承わつておるのであります。が、そういう点について一つ穿つたお答えをお願いいたします。

○政府委員(清井正君) 中共についての御意見は十分承わつた次第であります。なお公庫の關係の資金枠の点でございますが、これは御承知の通り、本年度この法律が仮に年度内に御審議願ひまして御可決になりますれば、具体的にすぐ五分五厘で動くわけでありまゝす。すでに実は公庫といたしましては、貸付けし得る体制を整えておるわけでありまゝすけれども、而も又すでに或る程度処置をとりつつありますけれ

わけであります。結局総額につきましては、二億九千万円の枠がこのためにございますので、これが本年度に貸付が終了しなかつた分については、明年度においてこれを貸付けるということに相成るのであります。従いまして、明年度において貸付けする枠が先ほどお話の十五億の一部ということに相成るわけであります。そこで十五億の枠の内容容については実はまだはつきりきめておりません。正式に確定いたしますれば、無論本法による施行のために、特例法の実施の分、転換の分、自営業者の分、いろいろの点がありますが、十五億の配分につきましては追つて早に資金額を廻したいと思ひますけれども、十五億とこの資金の関係は、本

年度の残りの分がこれに入るといふ關係になります。

○委員長（森嶋隆君） それではこの法律案につきましては遂条審議が必要でありますので、都合によりまして、次回に移したいと思います。

○委員長（森嶋隆君） 次に水産政策に關する件を議題に供したいと思ひます。漁場における駐留軍の演習場に関する件でございます。

○政府委員(清井正君) 片貝地区に於ける米軍の発砲の問題でありますが、この点は私どもも新聞で見まして、すでに具体的な実情を調査すべく県の係官を只今呼んでおるのであります。本日午前中にはつきりすべきはずでありましたが、実は今はつきりいたしませんので、その点を後刻はつきりいたしたいと思いますが、当該海域は御承知の通り、これは占領軍時代よりずっと使用いたしておつたのでございますが、その後講和発効になりましてから引続き正式使用をいたしておるというふうな実情であります。内容は月曜日から木曜日の間、十二時から十六時の間ということになっておりまして、一年間演習実施、日には百四十日、六月と十二月は原則として演習を中止をするという事になっております。いわゆる制限の範囲は半径二万二千ヤードを原則といたしまして、八千ヤードの場

合もあるということです。これは実は去年の五月に改訂をいたしましたので、その以前は今の月曜、木曜とというのが月曜と金曜でありましたが、それを一日縮めたのであります。それからいわれる危険区域の半径も二万二千ヤードにきめます。前は三万三千ヤードであつたのであります。それをいろいろ折衝いたしまして、月曜と金曜が月曜、木曜になり、半径三万三千ヤードが半径二万二千ヤードになるといふ

ことで、極力その漁業に及ぼす影響を少からしめる方策はとつて参つて来ておるのであります。演習の時間は十二時から十六時でございますから、午前中はできるというふうなことになるのであります。大体関係の組合としては三十四組合、関係者約二万七、八千人というところでございます。主として漁業者はいわしのあぐり網業者、或いは雑漁業者という極く零細な漁業者も入っております。こういうような実は状況でございます。過去ずっと占領軍時代はいわゆるお見舞金を出し、その後法律が実施され講和発効になつてからは、その後所要手続をいたしておるような状況に伺つておるのであります。そういうような所で、いわゆる講和発効後は正式な行政協定の取極をいたしまして、その点が正式な手続を以て公布され、一般漁業者にも十分な通達が行つておるわけでありまして、これは形式的な建前から申しますれば、その期間、その時間中は入つてはならないということにはなるのであるというところはつきりいたしておるのであります。それで違反した場合はいろいろ所定の手続によつて措置が行われるというところになるのじやないかと思ふのであります。果して具体的な場合が如何なる場合であつたかということば、ちよつと新聞の記事等については十分判明をいたしてないの、よくこの間におきます実情を十分伺ひまして、その実情の如何によりましては、私たちいたしまして関係官庁とも十分相談をいたして、適当な措置をとらなければならぬ、こう考へておるのであります。現状は未だ実情をはつきり把握してないという

ような実情でございますので、今暫らく実情把握をお待ち願ひたいというところであります。

○青山正一君 私はいまあぐり組合の全国団体の責任者としていろいろこの問題について検討しておるわけなんです。この九十九里浜の危険区域におつて、いまあぐり組合からいろいろ無線電信でございまして、あぐり組合からいふやうな知らせを聞くわけなんです。今度の問題は今の考えでは水産庁自体の責任もあるのじやないかと、こういうふうには私は考へるわけなんです。例へば御存じのやうにこのいわしの業者というものは、これは魚群を追つておる。それからもう一つはただ片貝だけの、いわゆる九十九里浜だけの業者だけが操業するのじやなしに、福島県とか或いは茨城県とか、そういう他府県の漁業者がいわしを追つておるにやつて行く。そしていふやうな禁止区域を侵す、こういうやうな恰好になつておるの、他府県にまでこういうたことが危険区域である、ここにはこういう規則があるのだというふうな通知を水産庁が出したかどうか、或いは海上保安庁がそういうふうなことを他府県の連中に注意したかどうか、こういう問題が付いて廻るのじやないか。そうすると他府県の船がそこへ集つて来るというやうなことになる。地元の船も勢いそこへ集つて操業してゐるのだから、おれたちもそこへ行つて操業しても差支えないのじやないかと考へるの、その点どうなんですか。水産庁あたりは例へば福島とか茨城とかそういう他府県のいわしの魚群を

追つてやつてゐる漁業者、そういうた漁業者にもこれは危険区域であるというやうな通達をしてあるかどうか。そこが問題だと思ふのですが、その点について一つ、これは少くとも外務省あたりがそういうた意見でおられるというところはこれは事実なんです。外務省の言われることが事実であるとすれば、水産庁に通達する責任があるのかかわらず、通達しなかつたということの一つの原因だろふと思ひます。その点について一つお聞きしたいと思います。

○説明員(立川宗保君) この片貝の射撃地区の内容についての各県への連絡であります。これは閣議が決定をいたしました。正式に行政協定で取極められた際に、千葉県は勿論であります。関係県のほうに御連絡は申してあります。それからこの内容につきましては昨年の五月の四日であつたかと思ひますが、官報で内閣から告示をしております。それから海上保安庁の水路部告示でこれは危険区域である、いつについて告示してございます。ただもう少し蛇足を附加しますと、先ほど長官が御説明を申しましたように、演習の時間は月曜から金曜の十二時から十八時、こういうことになつております。が、実際問題といたしましては、午前中で網が揚げ切れなかつたというやうな場合があるわけでありまして、そういうやうな際には米軍が射撃を待つておつたのであります。ところでその猶豫をするのは行政協定の条件として、これは当然十二時になれば射撃ができるわけでありまして、事実問題と

しましては、さうなことが慣例となされておつた、その辺が現地と船との間の連絡が或いは当日においてうまく行かなかつたのではないかというやうなことも想像しておるのであります。その辺はよく調査の上実情を説明いたします。

○青山正一君 先ほど御質問申し上げたのは、新聞紙上あたりに見ますと、外務省の国際協力局の第三課でそういうことを発表しておるわけですが、そうすれば今漁政部長のお話によりまして、まあ水産庁には責任がない、こういうふうにおつしやつていますが、勿論水産庁には責任がないだろふと思ひます。又、今その話を承つてこれ

がはつきりいたしましたのですが、恐らく各県の水産課あたりがもう少しやうな問題にはなかつたのじやなかつたか、こういうふうには考へるわけですが、いま一応水産庁長官の名前でその茨城とか或いは福島とか、或いはその魚群を追つて来る県は青森もあろうと思ひます。岩手もあろうと思ひますが、そういうた業者に納得の行くやうに、やはり例へばその船に無線電を据え付けて置いて、こういう場合はどうだというふうなことで細部に亘つて一つ連絡のつき得るやうに、各県に通達をして頂きたいということを希望いたします。

○千田正君 本日参議院の本院におきましての緊急質問に、東議員がこの片貝の射撃事件について質問したのに対して、大蔵大臣、外務大臣、農林大臣のおの／＼答弁がありました。そのうちで、大蔵大臣の補償の問題に対する答弁が甚だ我々としては納得の行かない

点がありましたので、若しここでどなたかこの点についてお答へができるならばお伺ひしたいと思ひます。それは大蔵大臣の答弁は、傷害を受けた場合、或いは死に至らしめた場合、そういう人間の生命その他の危険に對しての答弁があつたわけでありまして、生産面におけるところのいわゆる生産に對する障害を与えた場合に対する答弁が甚だ當を得なかつた。それで一体今までのこの漁場のこの問題に對しての補償は、大体どれだけ一休年間補償しておるのか、且つ又それが一戸当たり平均幾らの一休補償になつておるのか。只今の水産庁長官の御説明によると、一休年の約半年は殆んど演習として使われることに規定されておるやうであります。大体どれくらいになつておるか、その点を御説明願ひければ結構だと思ひます。この補償の問題はしばしば当委員会といたしましては、特別調達庁の諸君との間に相当慎重に審議し、質疑も繰返されておるのでございまして、又再びこの問題を取上げて言いたくないのでありますけれども、大蔵大臣の答弁が甚だ我々としては納得の行かない点がありますので、その面を当られておるかたへから、一休今までのこの九十九里浜に對する補償の額、それからその算定の基礎並びに各戸平均どれだけに當つておるのかという点だけを一応お答へを願ひたいと思ひます。

○説明員(大石孝章君) お答へいたします。只今千田委員の御質問の補償の額でございまして、いわゆる片貝演習場地区に對しましては、二十七年分といたしまして二億三千万円の補償金

が、その点どうなんですか。水産庁あたりは例へば福島とか茨城とかそういう他府県のいわしの魚群を

追つてやつてゐる漁業者、そういうた漁業者にもこれは危険区域であるというやうな通達をしてあるかどうか。そこが問題だと思ふのですが、その点について一つ、これは少くとも外務省あたりがそういうた意見でおられるというところはこれは事実なんです。外務省の言われることが事実であるとすれば、水産庁に通達する責任があるのかかわらず、通達しなかつたということの一つの原因だろふと思ひます。その点について一つお聞きしたいと思います。

○説明員(大石孝章君) お答へいたします。只今千田委員の御質問の補償の額でございまして、いわゆる片貝演習場地区に對しましては、二十七年分といたしまして二億三千万円の補償金

追つてやつてゐる漁業者、そういうた漁業者にもこれは危険区域であるというやうな通達をしてあるかどうか。そこが問題だと思ふのですが、その点について一つ、これは少くとも外務省あたりがそういうた意見でおられるというところはこれは事実なんです。外務省の言われることが事実であるとすれば、水産庁に通達する責任があるのかかわらず、通達しなかつたということの一つの原因だろふと思ひます。その点について一つお聞きしたいと思います。

○説明員(立川宗保君) この片貝の射撃地区の内容についての各県への連絡であります。これは閣議が決定をいたしました。正式に行政協定で取極められた際に、千葉県は勿論であります。関係県のほうに御連絡は申してあります。それからこの内容につきましては昨年の五月の四日であつたかと思ひますが、官報で内閣から告示をしております。それから海上保安庁の水路部告示でこれは危険区域である、いつについて告示してございます。ただもう少し蛇足を附加しますと、先ほど長官が御説明を申しましたように、演習の時間は月曜から金曜の十二時から十八時、こういうことになつております。が、実際問題といたしましては、午前中で網が揚げ切れなかつたというやうな場合があるわけでありまして、そういうやうな際には米軍が射撃を待つておつたのであります。ところでその猶豫をするのは行政協定の条件として、これは当然十二時になれば射撃ができるわけでありまして、事実問題と

しましては、さうなことが慣例となされておつた、その辺が現地と船との間の連絡が或いは当日においてうまく行かなかつたのではないかというやうなことも想像しておるのであります。その辺はよく調査の上実情を説明いたします。

○千田正君 本日参議院の本院におきましての緊急質問に、東議員がこの片貝の射撃事件について質問したのに対して、大蔵大臣、外務大臣、農林大臣のおの／＼答弁がありました。そのうちで、大蔵大臣の補償の問題に対する答弁が甚だ我々としては納得の行かない

点がありましたので、若しここでどなたかこの点についてお答へができるならばお伺ひしたいと思ひます。それは大蔵大臣の答弁は、傷害を受けた場合、或いは死に至らしめた場合、そういう人間の生命その他の危険に對しての答弁があつたわけでありまして、生産面におけるところのいわゆる生産に對する障害を与えた場合に対する答弁が甚だ當を得なかつた。それで一体今までのこの漁場のこの問題に對しての補償は、大体どれだけ一休年間補償しておるのか、且つ又それが一戸当たり平均幾らの一休補償になつておるのか。只今の水産庁長官の御説明によると、一休年の約半年は殆んど演習として使われることに規定されておるやうであります。大体どれくらいになつておるか、その点を御説明願ひければ結構だと思ひます。この補償の問題はしばしば当委員会といたしましては、特別調達庁の諸君との間に相当慎重に審議し、質疑も繰返されておるのでございまして、又再びこの問題を取上げて言いたくないのでありますけれども、大蔵大臣の答弁が甚だ我々としては納得の行かない点がありますので、その面を当られておるかたへから、一休今までのこの九十九里浜に對する補償の額、それからその算定の基礎並びに各戸平均どれだけに當つておるのかという点だけを一応お答へを願ひたいと思ひます。

額を決定いたしました。そのうち實際補償の支払いが実施せられましたのは、二十七年の十二月までとし、一億四千九百二十六万円ほど終了いたしております。あとの残額につきましては、これは二十七會計年度の第四四半期分といたしまして目下支払い実施すべく策定中でございます。なお占領期間中は御承知の通り見舞金といたしまして、水産庁から千葉県のほうに七千七百万円の金額が二十四年度分として、それから又二十五年、二十六年度分といたしまして八千九百万円、それだけが実施せられております。先ほど清井長官から御説明にもありましたように、関係者はおおむね二万八千人ほどであります。関係の組合は三十四組合、以上のようなふうになっております。

○千田正君 只今の御説明で大体大蔵大臣がお答えになられた面がわかりましたが、そうしますと、一戸或いは一人当りだけの一体補償になるのですか。

○説明員(大石孝章君) 一人当りはいわゆる漁業労働者も含みまして約一千万円でございす。

○千田正君 そうしますと、まあ約半年に亘るところの漁場使用禁止によるところの損害は一人当り一千万内外でございすか、こういうことになるわけですね。

○説明員(大石孝章君) 一千万の内輪でございす。

○千田正君 内輪になるわけですね。そうしますと、一体漁民の収入というものは一年間に二百万程度にしかならないという結論になるのだから、一体その生産額というものが基礎としてどういふふうな算定をされておるのですか。いつもあなたに我々はここで大いに質疑応答するのですが、この片貝の場合は生産額に対する何%補償しておられますか。損害の査定はどういうふうになっておるのですか。

○説明員(大石孝章君) 前にも千田委員の御質問に昨年の本委員会でお答え申し上げたように記憶いたしておりますが、私どもの補償の額の算定につきましては、いわゆる制限によりまして通常生じた損失の部分を見まして、御承知のとおりでございます。御承知の通り片貝演習場におきましては一年中できまつた日数だけが制限せられると、その他については操業は全く自由である、従いまして当該地方の水産生産高というのについても相当額ある、それで制限せられて減つた分についてこれを補うのであるという趣旨に立つておるのでございます。

○千田正君 そのことは前から我々があなたと大いに論争した点であります。片貝の場合はそうしますと、一体操業の可能日数は大体どれだけのものと見られたのですか。

○説明員(大石孝章君) 二十八年度は御承知の通り月曜日から木曜日まででの制限期間でありまして、そのうち十二時から十八時までが制限時間になっております。一年間を通じて三十五週間、その前の年は月曜日から金曜日までになつております。その他の残余の何につきましては全く自由なものでございますが、先ほどの清井長官の御説明にもありましたように、六月と十二月とは演習を中止いたしますから、操業

でき得る期間は一年を通じて完全に二百二十日ある形になっております。

○千田正君 大体損害の査定は一年を通じて三分の一くらいしか該当しないというわけですね。

○説明員(大石孝章君) さように解しております。

○千田正君 生産額の査定は勿論三年なら三年を通じての額ということになつておるのではありませんか、それで漁民のほうからは何の不平も出ておらないのであります。あなたがたに対して何らの訴えもなければ要求もないのであります。

○説明員(大石孝章君) 二十七年年度の補償金額二億三百万円と決定いたしました。大体御了承頂いておるものと存じております。

○千田正君 二十七年年度の下期の分はまだ払つていないというさつき御説明のようでありましたが、二十八年度支払いの分に対しては何ら全然まだ査定もしておられない準備もしておらないのですか。

○説明員(大石孝章君) 二十八年度の上半期分を目下引續いて支払い実施すべく策定中でございます。

○千田正君 ですから二十七年年度分は全部終つておらないのでございまして、さつきのあなたの御説明によると、第四四半期は残つておる、こういうふうになっておるわけですね。

○説明員(大石孝章君) さようでございす。二億三百万円のうち約一億五千万円につきまして支払いを実施して、その残額は一三三百万分としてまだ支払いにまつていない、こういう御説明を申上げたわけでありす。

○千田正君 それはどういふわけであ

りますか。例えばもう二十八年度も終りに近づいて来ておるのであります。が、二十七年年度のまだ決定しない理由がどこにあるのですか。

○説明員(大石孝章君) 遅れまして、大変私も毎度申上げますように申訳なく存じておるものであります。實際のこの書類の整備その他については若干進まない点がありますので、遺憾ながら実施を見ていないわけでありす。

○千田正君 書類の作成その他に対しては、あなたがたのほうで特に指導或いは指示しておられますか。それとも行政官庁であるところの水産庁を通じて申請するところの方法やその他を指導しておられるのですか、どちらですか。

○説明員(大石孝章君) 私どものほうには補償の支払いを実施するのは御承知の私どものほうの機関であります。東京調達局でございますが、その方面を指導すると共に、實際これを何と言いますか、書類が上つて来る場合に、又我々のほうから金額を流す場合にもいろいろ御協力願うべく千葉県の水産部関係と緊密な連絡をとつて急いでおる次第でございます。

○千田正君 そうしますと、現地の例へば自治体のその面に當つておる人たちが十分に損害の査定、或いはそれによつて要求すべきところの書類の作成に対して認識がないのか、或いはどういふわけで直ちにあなたがたのほうに納得のできるような書類が作成できないのかという点に我々は非常に疑問を持つております。それは結局現地に於けるところの損害を査定して二億三百万円と決定しておるにかかわらず、それが要求できないのは、或いはそれが直ちに支払ができないという理由は、結局千葉県のほうの書類が揃つておらない、揃つておらないということとは、そうした要求した人たちがそういう認識を十分していないということなんですか。それはどういふことなんですか。

○説明員(佐藤長治君) 支払が大分遅れておるということでございますが、全国全体といたしましてお答えいたしますと、二十七年年度の支払は、実は昨年の七月頃から軌道に乗つてやつたわけでありす。大分遅れておるわけでありす。それで大急ぎでやりました。二十七年年度の支払が全国として昨年十二月末現在で大体入割終つたわけですね。で残つておりますのは東京局の千葉県の関係、それから九州の関係、それの一月一三三百万分だけ残りました。あとは全部終つたわけですね。ですから進捗率としては入割以上になつておるわけでございます。それでもう直ちに二十八年度分に着手できる所も出て来たわけでございます。二十八年度上半期を引續いて支払う。大体漁期が過ぎてから補償するのが建前でありす。そういうことを言わずに二十八年度の上半期分を年度末までに払つてしまふということをやりにかけておるわけでありす。これで大体通常の時期にまで追いついたというふうな私どもは考えておるわけでございます。

○千田正君 そこで今大分これは問題になつて来たやうであります。九十九里浜の漁業問題を中心として相当世間の視線を集めておるのですが、この問題に対しては今後どういふ措置を講ずるつもりかというのを私は承わ



たいのです。それは特別調達庁のほうの損害の査定がどうなるかということとは別問題ですが、外務省からも見えておられるようでありますが、先ほど本会議の席上においてはどうもはつきりしない。ただ法律の規定だけを盾にとつて、そして生産者のほうに圧迫されておるというような感じが我々には受けないのでありますが、そういうことが将来も引続いて起るということになると、非常に日米間の感情がますますくどうも相離反するような方向に向つて行くという点があるのであります。

この点につきまして、国際協力局の関次長さんから今後はどういふふうな方針に向つてこの問題をスムーズに解決するか、この点についてお答えを頂きたいと思ひます。

○委員長(森崎隆吉) ちよつと関さんの御答弁の前に、調達庁にお願いいたしますが、こんな大事な問題があるのに今まで調達庁の長官、次長さんが一度も来られたことがないのです。あなたの方で決定いたしましたも、大蔵省との関係で予算がどのように支出されるのか、それが果して決定通り大蔵省が出しておるか出さないのか、遅れた責任もこれとにかく長官にあるわけでありまして、そういうような関係等につきましてもいろいろ聞きたいと思ひます。相当お忙しかればそれはどうも無理ないことと思ひますが、適當な時期に一度長官にも御出席頂きまして、端的に御説明を頂きたいと思ひます。から、この点お帰りの頂きましたとき、十分長官に本委員会の意向を申し伝えて頂きたいと思ひます。

それでは只今の千田委員の御質問に

対しまして、外務省の国際協力局の関次長から答弁を頂きます。

○説明員(関守三郎君) お説の通りに、こういうことが再三起るということとはどうしても避けなければならぬこととでありまして、如何なる措置をとるかということでありまして、今度の出来事に関しましては、あちらこちらの言い分に食い違いがありまして、はつきりしたことはわかつておられないのであります。一つの場合として考え得ますことは、あつたに一定の日の時刻に立入つてはいけないのだということではなからうか、こういうことも一つ考えられるわけでありまして、これは水産庁にお願いいたしまして、もつとよく周知徹底を図りたい。これが第一。

それから第二に、仮に知つておつて、あつたにやむを得ず時刻が来ても魚をとつておつたということも考えられるわけでありまして、この場合におきましては、御承知の通り陸上の演習場の監視哨とそれから地元の漁船との間におきましては、無線通話の連絡ができるようになつております。それで今日は非常に大漁だということ、特別に一つ演習を延ばしてくれというやうなことであれば、これは無線通話を通じて話ができるようになつておるといふやうに私は承つております。それが何かのはずみで行われなかつたのではないか、若し行われてもまづ行かなかつたのではないか、これが第二として考えられるわけでありまして、その辺に今度の食い違いがあつたのではないかと私どもは考えております。

それから、この点は連絡と申しますか、伝達と申しますか、その方法

を何らかの形でもう少し改良しなければならぬということをごさいます。

無線通話の方法をもう少し強げるとか、それからもう少し強ければ、これはなからうか、むづかしい話だと思ひますが、例へば常時監視船といふやうな方法もこれは非常にむづかしいのじやないかと思ひますが、考えなければならぬ、こういうふうな考えは米軍のほうにもいろいろ都合があるのをごさいます。約束した限りにおきましては、政府として、どうしても約束した範囲におけることは米軍にできるだけの協力を頼む。そうしてたとえ非常に有害な方法で行われたにしろ、やはり大砲を打つてそれで警告をして、初めて立ち退いてもらつていふやうなことは決して好ましい方法ではございません。それで今申しましたやうに、現場と陸との連絡伝達の方法を改善する。これは例へば無線の方法もごさいますし、これは大變むづかしいことをごさいます。が、標識がはつきりしておらぬといふやうな話もありまして、そういうものについてもどういふやうにしたら改善できるか、こういうやうなことも考えねばならぬ。それから先ほど申しましたやうに監視船を置くといふやうなこともいろいろの都合を見て考えなければならぬ。こういうことをやりますれば……併しながら最終的にはやはり約束したことだけはちゃんとやらせるやうにしなければならぬ。その限りにおきましては、米軍にもできるだけの協力を要請をしますけれども、日本政府としても十分の責任をとらなければならぬ。こ

ういふやうに考えております。

○千田正君 あなたの立場から行けば勿論そうあるべきでしよう。外務省としましては、日米間のそういう協定の下のやめるのだから、国民も納得しなければならぬ。こういうふうにお考えになるのは無理はないと思ひますけれども、少くとも国内的においては国民の納得の基礎において、そういう協定が結ばれていなければいふやうな不幸な問題はしばしば起ると思ひます。やはり外国との間に話合いがついたならば、これは国内において国民を納得させなければならぬ。言い換へれば漁民の人たちの生活が困窮の絶頂に達しておる。十分じやないのだ。

だから背に腹はかえられぬから行くのだという気持ちのほうは強いのであつて、損害の査定におきまして、私たちはしばしば特別調達庁に対して論議するのでありますが、これは一〇〇%の損害に対して一〇〇%やつてい

るわけじやない。やはり農民にしても漁民にしても、その日の生活に追われておる。零細の漁民の生活を成る程度見てやらんとしないと、我々が幾らアメリカとの約束なんだからお前たち我慢しろ、こういうことを言つても納得できない。ですから一方において外国との約束を履行すると同時に、一方においては国民の納得の行くやうな政治をやつて行かなければならぬ。そのためにはやはり実際の生活に即して問題を慎重に考えて、その歩調を合せて行かなければならぬ。私はそう思ふのであります。不思議に思ふのは、例へば石川県のこの前の内難の問題のごときは、恐らく規定にも何にもないところのお見舞金とか、そういう

ものを大臣の名前で出しておる。いわゆる政府の金が出ておる。片方はそういう問題が起きて来ると、これは規定だから払えない、こういうわけでは到底今後こういう問題は解決して行かないのでありますから、やはり損害は査定したならば一〇〇%、百分の八十といふやうなことを言わずに一〇〇%補償をしてやると同時に、過ちなからしめるためにはやはり行政官庁であるところの水産庁なら水産庁で十分に監視船の予算を組んでやる、組ませる。そうして住民に納得させ、再び危険に近寄らないやうな方法を講じてやる。両々相待たなければいふやうな問題は解決しないと思ふのであります。が、外務省としては立場としては勿論外国との折衝機関であるから、外国との問題だけは考えておられるでしようけれども、国内問題として考えた場合には、やはり国民の納得した上における外交でなければ真の外交でないと私は思ひます。でありますから、国民の納得するやうな方向に向つて頂きたいと思ひます。私は、今度の九十九里の問題のみならず、全国に数百あるところの基地の問題が必ず今後とも起きて来る、こういう問題が……でありますから、この問題は慎重に考えて処理して行かれるやうに、水産庁或いは特別調達庁に向つて善処方をあなたの方から要望するか、我々も要望することは希望しますが、この点についてはどういふやうにお考えになりますか。

○説明員(関守三郎君) 私のお答えすることをごさいます。

○千田正君 あなたのほうとしては水産庁なり或いは特別調達庁に対して、再びこういう問題が起きて来て、あなたがたの折衝面において渋滞を来たすようなことがあつては、却つて日米協定がスムーズに動いて行かない。だから十分これは国内的に何して行くような協力をあなたがたからも要望すべきじゃないかと私は思います。

○説明員(岡守三郎君) 誠に御説の通りでございます。私のほうでもせいぜい水産庁、調達庁にそういうふうにし伝へたいと考えております。

○千田正君 特別調達庁に伺います。が、今までのいわゆる二十七年度は二億三百万円、それから二十八年度はまだきまらないのだが、一体どういう損害の査定率で、率はこの前あなたが言つた通り変らないのだろうか、同じ金額を支給するつもりですか。

○説明員(佐藤長治君) 二十八年度の補償につきましては、二十七年度は制限状況が違ひます。昨年の七月から面積も三割五分くらいになつております。

○千田正君 圧縮されたわけですか。

○説明員(佐藤長治君) 圧縮されております。それから演習の日にも元は金曜日まででしたが、金曜日が一日減りました。それから時間も午後になつたようでありますが、それから大部分の後に演習場も變つておりますので、補償をどうするかという問題はこれから研究しなければならぬ。大分變つて来ると思ひます。

○千田正君 あなたがたの立場から言へば、時間も短縮された、それから操業の範囲も圧縮された、だから補償の金額も当然減る。それで漁民の諸君はこの席上で御報告申上げた通りでござ

満足して、今度のような不幸事件は先ず起らないだろうというお考えを持つておられますかどうか。

○説明員(大石孝章君) このたびのいづゆる事件につきましては、大變遺憾な事件であるという点につきましては私も全くその關係庁といたしまして非常に深刻に感じておる次第でございます。この点につきましてのいろいろの調査をまだ究めなければいけません。この点につきましては、水産庁長官、或いは外務省の協力局岡次長もお答えした通りでございますので、それはそれといたしまして、ただ私どもがやはり補償を一面担当する庁といたしましては、そういうような補償の問題でこういつたような問題が若し仮に発生したとすれば、非常にこれは千田委員の御心配の通り重大な問題であるというふうに考へておる次第でございます。ただこの事件は申上げましたように、さういつたようなことであるのか、いづゆる周知徹底を欠いたためなのか、或いは海上の連絡が不十分な点なのか、或いはその点につきましては、まだ詳細を究めておりませんので、無論輕々に断定を下すべき筋合ではない、こう思つております。ただ私ども確信いたしますのは、成るほど漁業の禁止、或いは制限に基きまして損害があるという点につきましては、北海道から九州鹿児島までであるわけでございますが、その場合にどうやつかつたならば最も適正妥當な補償ができるか、而も理窟を立ててさういふ被害者のかたに納得の行くような補償ができるかという点につきましては、理論的にも技術的にも極めて關心いたしておる点でございます。私はもう何回もこの席上で御報告申上げた通りでござ

います。私どもやはり本當の意味の実態を把握するのに如何なる理論を立て、又技術の面で究めましても、なかなか容易ならぬのがありますので、私どもとしましては、この補償をやつたならば一切合財が解決するという点まで持つて行かれるかどうか、御推察の通りでございます。

○千田正君 この点は又の機会に十分御質問をしますが、水産庁に伺いたいのですが、今のようなことで、外務省としては日米間の協定に従つてこれは実行しなければならぬ、さういふ実行に當つては一応補償の面を考へなければならぬ、ところが特別調達庁としても補償の基準があるのだ、補償の不足だけでどういふ問題が必ずしも起きるのではないかと、さういふ観点から立つておるようでありまして、水産庁としましては、一体さうした全国に亘りいづゆる基地がありますけれども、今度こういう問題が起きたのに対して、さういふ方法によつてさうした不幸事を未然に防がれるか、さういふお考えはどういうふうに行つて行かれるお考えでありますか、この点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) 只今の御質問でございますが、俄かにさういふお答えもなかなかいたしかねると思ひますが、殊に只今の具体的な事由について、如何なる事由によつてさういふことが起つたかという事は、さういふ先ほど御説明を申上げましたが、少し吟味をさして頂きませんと、そのよつて起る原因を除去するための方策というものが立たないと思ひますが、只今千田委員のおつしやつたことは、原則と

して御尤もなことだと私は考へております。ただこれは国の必要上どうしてかかる施設は必要であることも止むを得ないのでありますが、その施設を設定するに際しては、私どもといたしましては、仮に止むを得ないといつたし、ましては、極力漁業者のよつて受ける被害といふものを少からしむる、最小限度にするという建前ではあります。又今後さういふことで行かなければならぬといふことは尤もであると思ひますが、現にまだ懸案中の二、三問題があります。現にまだ懸案中の二、三問題があります。現にまだ懸案中の二、三問題があります。

また、当該地のみならず、その他一般の補償の問題であります。この点も私どもといたしましては、やはり漁業者という立場も水産庁といたしましては十分考へますけれども、単にそれだけのみと申しますか、業者の主張のみをそのまゝ丸呑みにできない点も固々あるものであります。この点は十分業者の主張を聞きまして、正当な主張であれば飽くまでこれは確保するといふこともしなければなりません。或いは個々の統計についても不十分な点があれば、その調整も図るということもいたさなければなりません。私はこれが正當に補償されるべきものであるという建前から、よつて起つた被害についての補償額という問題につきましては、さういふ一本の正しい筋で以て調達庁としても今までも折衝して参つております。今後折衝を続けなければならぬと思つております。

要するに、私どもといたしましては、かかる地域の設定につきましては、これは単に経済上の問題のみならず、さういふ問題がこの間に狭まつて来るのであります。極めてむづかしいことではあります。その決定に當りましては、いやが上にも慎重を期し、漁業者の立場とか、水産庁の立場も根本的に堅持しつつ正當なる主張は飽くまで主張して、一旦きまりましたからには、その徹底につきましては遺憾なきを期したい、さういふように実は考へております。

○千田正君 参考までに伺つておきたいのですが、これは外務省に伺つたほうがいいのか、或いは水産庁に伺つたほうがいいのか、

うがいか、一般的に問題ですから外務省の関心にも何つておきたいのですが、例えば今の漁場のような問題、或いは漁場ばかりでなく陸におきましても、いわゆる日米間における協定に基く基地等においていろいろ問題が起る場合における監督であるとか、或いはその危険を防止するとか、そうした行政官庁はどうかをして当らしめるのが至当なんでしょうか。

○青山正一君 私も関連して……、今千田さんの発言があつたのですが、こういった問題が起きないように、例えば水産庁の出先機関というものをそういった地区に一方所設けるとか、それによつてこれはただ千葉県のみの問題じゃなしに、他府県の船もやつて来るわけですから、或いはこの規定には三十五週間ですか、そういったいろいろ規定があるわけなんです、漁業者はいつ操業していいかわからんという場合が相当多いわけです。それで魚群を追つて来た他府県の船などは、これははてんからわからんだろうと思ひます。そういう点についてやはり海上保安船を置くか、それとも水産庁の出先機関を一名ずつくらい置いて、自由に操業できるようにして、よし今は大丈夫だとそれ／＼通達できるように何か機関というものを置いておかなければいかんのかな、こういうふうに考へておられるわけですが、その問題も関連してお聞きしたいと思ひます。

○説明員(閣守三郎君) 海上の問題に關しましては、これはやはり海上保安庁というものがござります。それから又事実上の漁業者との関係ということになりますと、これは水産庁のほうの行政上の分野ということもありまして、陸上の問題につきましては、所々の一番そういうことに關しましては警察もおりますし、地方の行政機関もこれに關与するとか、それは起ります事件の種類によつておの／＼いろいろ官庁が出て来るわけでありまして、そのために我々いたしましては、そういう所には地方協議会というものを作りました、日米間によく話し合ひをするというところが一番大事じゃないか、これを昨年以来一生懸命進めたいと思ひ、現に九十九里浜にそういうものが出てきておられるわけでありまして、私どももあつたことがござりますが、現にそこにはあつたもののヤンブのマーチンという少佐がおりますが、これはなか／＼物のわかる男でありまして、今度のようなことがどうしてできたかというところが私もちよつと腑に落ちない、何かどこかに故障があつたに違ひない、非常に物のわかる男で、一番いいことはやはり責任官庁としてはその事柄によりまして、私はやはり現場で日本側とアメリカ側との間にそういうことが起らないようにしよつちやう話合ひをして行くのが一番いい解決方法ではないか、かように考へます。

○千田正君 さつき青山委員から話があつて、例えば閣下さんからの話があつたように、海上で起きた問題は海上保安庁、主として航海その他の安全を保障する。それから一般漁民の生活を保護する面から行けば水産庁、これはおの／＼の当該官庁がござりますが、併し事はやはり日米協定という外交問題に基くものであつて、これは一つやはり予算の決定上から言へば防衛費に入るべき問題であるか、それとも各当該官庁

の予算の中にこれを繰入れるべきものであるかという点が非常に予算上問題だらうと思ふのであります。というところは漁民の安全を保障してやりたいというつもりであれば、今のこの水産庁の予算に相当全国に散らばつておられるの漁場におけるそうした基地に対する監視船或いは調査船というものを増さなければならぬ。ところが緊縮予算の上からはそういうようなものはなか／＼取れない。又海上保安庁にしても航行の安全であるとか或いはそういう問題を中心にして考へた場合、海上保安庁の予算を増加しなければならぬが、なか／＼できない。こういうふうな段階においていろいろ不祥事が起らないようにスムーズに日米間の問題を処理して行くためには、やはり防衛予算の中から一括して取つて各省にそれを分割して行くような方法を考へるかどうか、こういう問題がここに生じて来るわけでありまして、この点については外務省の御意見はどういうふうにお考へになつておりましたか。

○説明員(閣守三郎君) ちよつと私がお答へするにはむづかしい問題だらうと思ふのでござりますが。

○千田正君 併し現実においてはそういうものが取れないから結局そういう問題が起るから来るのであつて、いずれかに決定せんとしないと、例えば水産庁は十分漁民を守つてもらいたい、こういう問題を未然に防いでもらいたい、それならば水産庁の予算の中にそういうものを一つと要求すべきであつて、それがなか／＼もたない。だから今度はそのことがもたないためにそういう問題が起きて来るという、今のこのんがらかつた問題があつて結局外務省

の協力局であるとか、或いは特別調達に文句が行く。そういうことを未然に防ぐためには一体どこが一番この問題の解決の鍵を持ち、それに對してどういう処置を講ずべきが妥当であるか、妥当であるならば当然それに対する予算の裏付けというものが必要であるが、それはどこが持つのが当然であるか、一貫した問題として最終的には外交上の問題であるから、そういう問題が起きた場合は外務省が協力して水産庁にそういう問題を持たすべきであるとするならば、これは共同の立場から大蔵省に申入れるべき問題であると私は思ふのであります。だから協力する立場から言へばどうもよくお考へになられるか、これはもう予算がなければ問題が又起ります。いわゆる九十九里ばかりじゃありません。茨城県にもあります。九州にも常時あるじゃないですか。次から次とこういう問題が起きて来る。そのたびにだん／＼あんなたがが考へているような日米間の緊密な線が破れつつある。それをどうしたら未然に防げるか、先ずそれを考へなければこの問題は解決できません。

○委員長(森島隆君) 只今の御質疑に關連して閣下決定にちよつと私からお聞きいたします。この特定海域の米軍の演習は、これは行政協定の第二条の規定、海上演習協定に定めておるところでござりますが、今度起つたような場合、この解釈が船が危険区域に入つた場合、に危険区域から出るまでの期間射撃を中止することになつておりますかどうか。又特別の大漁で操業を打切ることができない場合に、日米相互の代表の了解に基いて一時射撃なり演習を延期するといふような一応了解ができておりますかどうか、この点について。

○説明員(閣守三郎君) 第二の点は確かに、特別の大漁で作業を打切ることができない時は現地に於ける日米双方の代表間の了解に基いて一時射撃を延期するが、その際は延期した時間の埋合せをすることとする、そういうふうな話が付けてあります。第二の点は、そういうのはつきり連絡がついて米側でよろしいということになれば、すぐ無線で通報いたしまして、漁業を継続することができるようになつております。だからして第一の点でござりますが、これは試験射撃に際し、船舶が航行しているときは、該船舶は第一の御質問につきましては、はつきりそういうふうにはきまつておらないように覺えております。併しながら實際問題といたしましては、私もこれはこの前一通行つたときに見たのでござりますが、相當に米軍も我慢をいたしまして、盛んに無線をやりまして、いろいろ／＼なことをやりまして待つてゐる。現に今度のことも、これは間違ひないと思ひますが、十二時から撃てることになつてゐるのを現に一時まで待つたり、各種の手段を尽して待つた。これはたしか一時か二時まで待つて、駄目な場合は漁船のかたまつた方角と全然違つたほうに止むを得ずして、これは御承知のようにこのような場所に船団がおりまして場合には離れたほうに向つて撃つ、これは殆んど二キロも三キロも違つたので全然危険がない、そのちのほうに撃つたのではない。大体私が行つたときも、そういうようなことは止むを得ざる場合はやらざるを得ないということを言つておりました。そいつは

期するといふような一応了解ができておりますかどうか、この点について。

○説明員(閣守三郎君) 第二の点は確かに、特別の大漁で作業を打切ることができない時は現地に於ける日米双方の代表間の了解に基いて一時射撃を延期するが、その際は延期した時間の埋合せをすることとする、そういうふうな話が付けてあります。第二の点は、そういうのはつきり連絡がついて米側でよろしいということになれば、すぐ無線で通報いたしまして、漁業を継続することができるようになつております。だからして第一の点でござりますが、これは試験射撃に際し、船舶が航行しているときは、該船舶は第一の御質問につきましては、はつきりそういうふうにはきまつておらないように覺えております。併しながら實際問題といたしましては、私もこれはこの前一通行つたときに見たのでござりますが、相當に米軍も我慢をいたしまして、盛んに無線をやりまして、いろいろ／＼なことをやりまして待つてゐる。現に今度のことも、これは間違ひないと思ひますが、十二時から撃てることになつてゐるのを現に一時まで待つたり、各種の手段を尽して待つた。これはたしか一時か二時まで待つて、駄目な場合は漁船のかたまつた方角と全然違つたほうに止むを得ずして、これは御承知のようにこのような場所に船団がおりまして場合には離れたほうに向つて撃つ、これは殆んど二キロも三キロも違つたので全然危険がない、そのちのほうに撃つたのではない。大体私が行つたときも、そういうようなことは止むを得ざる場合はやらざるを得ないということを言つておりました。そいつは

期するといふような一応了解ができておりますかどうか、この点について。

○説明員(閣守三郎君) 第二の点は確かに、特別の大漁で作業を打切ることができない時は現地に於ける日米双方の代表間の了解に基いて一時射撃を延期するが、その際は延期した時間の埋合せをすることとする、そういうふうな話が付けてあります。第二の点は、そういうのはつきり連絡がついて米側でよろしいということになれば、すぐ無線で通報いたしまして、漁業を継続することができるようになつております。だからして第一の点でござりますが、これは試験射撃に際し、船舶が航行しているときは、該船舶は第一の御質問につきましては、はつきりそういうふうにはきまつておらないように覺えております。併しながら實際問題といたしましては、私もこれはこの前一通行つたときに見たのでござりますが、相當に米軍も我慢をいたしまして、盛んに無線をやりまして、いろいろ／＼なことをやりまして待つてゐる。現に今度のことも、これは間違ひないと思ひますが、十二時から撃てることになつてゐるのを現に一時まで待つたり、各種の手段を尽して待つた。これはたしか一時か二時まで待つて、駄目な場合は漁船のかたまつた方角と全然違つたほうに止むを得ずして、これは御承知のようにこのような場所に船団がおりまして場合には離れたほうに向つて撃つ、これは殆んど二キロも三キロも違つたので全然危険がない、そのちのほうに撃つたのではない。大体私が行つたときも、そういうようなことは止むを得ざる場合はやらざるを得ないということを言つておりました。そいつは



す。それをこれだけ離れたらいいのじやないかという一つの勝手な線を引かれることは、大変な問題だと思ふのです。若しその点で二キロ三キロ離れておれば危険がないから撃つてもいいだろうということになれば、明らかに威嚇射撃と見ていいのです。そういう点も日本側においてはもう少し……我々同士の間はいいいですけれども、対外国の折衝等におきましては、そういう気持で折衝されては国民としては非常に迷惑を受けるわけです。その点お取消しになるならお取消して頂きたいと思ひます。そういう考で折衝して

頂いたら非常に迷惑です。

○説明員(関守三郎君) 私が今申上りましたのは、確かに言い足りない点がございます。米軍としてはそこまでも全然縛られて約束をすることは、そういう考えもあつて吞まないだろうということを申上げたのでございまして、私はそういう気持で折衝するという考へは毛頭ございません。最初から申します通り、たとえ米軍がそういうふうな危険がないと申しまして、そういうことは絶対に避けてもらわなければならない。絶対にということは言い過ぎかも知れませんが、是非避けてもらわなければならんかと考えております。

○委員長(森崎隆君) 了解いたしました。それではまたこの事実の調査が十

それからあと三件残つておりますのでありますが、これは若狭湾の演習場の問題でございます。これは先般に御説明等をして頂きたいと思ひます。

十分に御調査を頂きまして、次回の委員會に又詳細な御説明等を頂くたいと思ひます。

つておるでございまいしょうか。一応の御説明をして頂きたいと思ひます。

○説明員(立川崇保君) いわゆる若狭湾の演習区域でございまして、経過を申し上げます。これは昨年の夏ごろから問題になりまして、アメリカ側からは非ここに演習区域を設定したいということでありまして、その演習の内容は、空中戦でありまして、その一定の海面上で、飛行機が標的をつけたほかの飛行機を射撃をする、こういう演習の内容でございまして、そこでこれはほかにも日本沿岸に数カ所現実にごさ

ルということ、若狭湾とはいわば無緑の海域になりましたために、名称も中部日本海演習区域ということになりまして、遙かにはずしました。そこで底曳の漁業もはずれ、巻網の漁業もはずれ、流し刺網の漁業もはずれ、大体あの附近における漁業の漁場から全部はずしまして、現在この設定されました地域はいわば漁船が事実上操業をしておられないという区域にすることができたわけでありまして。

その内容でございまして、そこでこれはほかにも日本沿岸に数カ所現実にごさ

それから演習の内容は、毎週月曜から土曜日までありますが、この演習をやらない日がありますので、それは演習をやる場合には十五日前に通報するということが、やりますと、具体的な条件にはなっておりますが、その都度その都度二週間前に連絡をする、こういうことになっております。それで射撃は少くとも一万フィート以上の上空でやると、いわゆる低空飛行は全然やらないで、演習を実施いたします際には、その一万フィート以上の上空から海上が見え得る日に限る。視界が効かない日には全然やらない。それから現実射撃を実施する際には必ず海上を見てそこに障害物があるかどうかということを確認した上で演習を実施すると、かような内容になりました。二月の十三日の官報で告示されて実施に入る、かようなことに相成つておる次第であります。

○千田正君 今のそういう問題に対しては、別に監視船とか、そういうものの配置は要求して来ていませんか。

○説明員(立川崇保君) アメリカ側からは何もそのような要求はございせん。それから従来いわゆる空中戦区域六カ所でありまして、その区域の三年余に亘る演習の実績を見ましても、特別に空中戦区域に監視船を配置するという必要はなさそうでありまして。

○委員(森崎隆君) ほかに御質疑ございせんか。

一応御説明だけしまして、次は串木野の漁業協同組合から陳情がありまして、簡単なものですからちよつと読んでみます。『私宛、九日より実施されたヘルイ軍演習海域は、先に李ラインを締め出された当地遠洋漁業者にとつては唯一の漁場である。今日まさに当地漁民の生命線であるこの海域を演習地として奪われれば、漁業専業の我らにとりましては、その生活を支えることができない。串木野の漁民は挙げて演習海域の変更を要望して止まず。御警察の上関係要路に對しその変更かたを御折衝願ひたい。』こういうふうな漁業協同組合長の名前で参つております。これはどんなことになつておりますか。

○説明員(立川崇保君) ヘルイ演習場と申しますのは、私どもどこかはつきりわかりませんが、想像いたしますのに、漁釣島だろと思ひます。魚釣島でありますならば、これは実はいわば琉球政府の所管と申しますか、琉球附近の島嶼の演習場でありまして、これは私どもも鹿児島県の業界のほうから、従来は演習区域に入つていなかつたのであります。それを従来の演習区域を少し拡張してここを含めようという企図があるように思われる、これは極めて大變である、こういうお話を伺つております。これが事実といたしますと、誠にこれはあの地方の漁業者にとつては非常に影響がある地域だと考えます。ただこれは非常にやりにくいと思ひますか、と申しますのは、琉球政府がいわば提供するならば提供すると、琉球政府とアメリカ軍とが直接の当事者になりますので、むしろ言うとおかしいのであります。日本政府が直接当事者であれば非常にやりやすいのであります。若千その点はやりにくい。併しながら、この点は非常に大きな影響がありますので、日本の関係各省とよく相談をいたしまして、そうして強力にアメリカ側にいこう／＼なルートで働きかけて、こういう事実が起らないように努力をいたしたいと思ひます。かように考へておる次第であります。

○委員(森崎隆君) これはやはり今の通りでございまいしょうか。

○説明員(岡守三郎君) たしか今立川漁政部長の答へられたところによいと思ひますが、私どものほうでも話は聞いておりますので、法律上いこう／＼なコンプリケーションもあると思ひますが、法律上の問題は別といたしまして、やはり何とか善処しなければならぬと考へております。

○千田正君 実際問題としていこう／＼な問題が起きて来るのでしようが、そういう場合においては、やはり現地の地方自治体に対して未然に防ぐ方法を要望しなければならぬのですが、これは一体どつちがそういう意向を通達するのであります。外務省ですか、それともどこがそういう未然に防ぐ方法に對しての通達をやるのですか。

○委員(森崎隆君) これは何でしよう、やはり日米合同委員会にこういう議題が出されて、そこでやはり決定を見た上で地方自治体とか関係官庁に出るのではないでしようか、そのように考へてよろしうございまいしょうか。

それではこの問題について、又若狭湾について、水産庁のほうに話がつたときには、合同委員会の議決は済んで来たものと了解してよいのですか。

○説明員(立川崇保君) 合同委員会からこういう要求があるというので、合同委員会の要求が提示されて、そこで合同委員会の日本側代表が日本側の関係各省に通報すると、こういうこととあります。

○政府委員(清井正君) 先ほど来千田委員からいろいろなお話がございまして、成るほどあの決定といたしましては、日米間において最も被害のないようにといういろいろの注意をして、実は我々今までやつて来ておることは御承知の通りであります。特に只今御説明申上げましたように、いろいろ私どもとして条件なりその他の申合せ等によりまして、万間違ひのないようにということをやつて参つておるのであります。片貝の問題が起つたような次第であります。片貝の問題につきましては、よく事情を調べた上でないとはつきりしたことは申上げられませんが、とにかくかくにも一旦こういうものをきめなければ、これによつて実際問題上被害のないようにあらゆる方策を講ずる必要があるというところは、お話の通りであります。或いは必要によつては、只今お話の通り海上保安庁なり水産庁なり適当な措置をとらなければならぬということもあるでしようし、或いは根本的に、只今外務省からお話申

上げましたように、日米間における話し合いということもあると思いますが、いづれにしてもこの問題は今すぐにここでどうということとはつきり申上げられませんが、そういうことが必要であるということはお話の通りであります。従つて、我々もいたしまして、こういう決定がありました場合には、できるだけ関係方面の周知徹底を今までも図つておりますが、今後とも徹底を図るといふことはいたしますが、その他これに関連する事故防止の問題等につきましては、更に関係庁の間において十分一つ相談をいたしまして、所期の成果が率があるような方策を講ずるように、よく一つ研究をしてみたいと思います。

○委員長(森崎隆君) それではこれで終りたいと思いますが、調達庁にこういうことはお願いできませんでしようか。海上の演習場、基地等を図示した地図を頂き、別にそれに付けて、これまでの損害の算定と補償の額、並びにそれを実施して来たところまで、漁民の数、大体損害の目安なんかをそちらがおきめになつたもの、そういつたものを資料に一つまとめて頂きまして、今後又こういうことがありましたら、すぐそれを見ればわかりますように……。それからどこかの地区で今度のような事故が小さいものでもあつた場合には、事故があつたということとをちよつと何か印をつけて頂きまして、そんなものを一つお作り頂けませんでしょうか。

○説明員(大石孝章君) 承知いたしました。

○委員長(森崎隆君) それじやお願いいたします。

それでは本日の委員会はこれを以て終了いたします。

午後四時一分散会

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十七年四月二十八日から昭和二十八年十二月三十一日までの間に、政令で定める海域において漁船が正当に操業又は航行中捕獲、だ捕又は抑留されたため、当該漁船の所有者たる漁業者が当該漁船の代船を建造し、若しくは取得し、又はその所有に係る他の漁船を漁場若しくは漁業の転換の目的で改造するのに必要な資金(漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)に規定する特殊保険に係る保険金の支払を受けることができる場合における当該保険金の金額に相当する資金を除き、政令で定める漁具を取得するのに必要な資金を含む。以下「代船建造等資金」という。)の農林漁業金融公庫からの融通を促進し、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

(事業計画及び資金計画)

第二条 農林漁業金融公庫は、前条の目的を達成するため、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「公庫法」という。)第二十一条の規定により作成する事業計画及び資金計画の一部として代船建造等資金の融通に関する計画を定めなければならない。

(農林漁業金融公庫法の特例)

第三条 代船建造等資金の融通に関する公庫法の適用については、第一条の政令で定める漁具を取得するのに必要な資金は、公庫法第十八条第一項第五号の二に掲げる資金とみなす。

第四条 代船建造等資金の貸付の利率は、公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、年五分五厘とする。但し、捕獲、だ捕又は抑留された漁船が帰還した場合においては、帰還した日以後における当該融資残高に対する利率に限り、年七分五厘とすることができる。

(貸付申請期限)

第五条 この法律により代船建造等資金の貸付をすることができるのは、昭和二十九年四月三十日まで(農林漁業金融公庫に対し貸付の申請をした者に貸し付ける場合に限るものとする。但し、政令で定める者については、政令で定める日までその申請期限を延期することができる。)

(都道府県の利子補給)

第六条 都道府県は、代船建造等資金の融通を受ける漁業者に対し、

当該資金の利子の一部を補給することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年二月二十二日印刷

昭和二十九年二月二十三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局